

履修登録上限緩和申請書

平成_____年_____月_____日

公共政策大学院教務委員長 殿

学 生 番 号	
氏 名	
緩和申請理由	
履修指導教員	印

密度の濃い学修を確保するために、1年間に履修登録できる科目の合計単位数に上限を設けており(キャップ制)、本公共政策大学院ではそれを32単位としています。ただし、エクスターンシップ(「公共政策実務演習」・「官民連携実務演習」)、リサーチペーパーおよび集中講義はキャップ制の適用対象外です。

また、1年修了予定の社会人学生(標準修業年限特例者)に対しては、キャップ制の適用はありません。

なお、前期終了の時点で優秀な成果(GPA換算値2.60以上)を修め、履修上特に必要と認められる場合は、教務委員会へ申請して上限を38単位まで緩和することが認められています。